

成年後見人等の方

介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度関係通知 送付先変更届 (新規・変更・解除)

葛飾区長

東京都後期高齢者医療広域連合長 あて

成年後見制度の利用による介護保険及び国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する諸通知の送付先変更について、裏面「送付先変更を届出される方へ」の注意事項に同意した上で、次のとおり届出します。

●送付を変更する被保険者等		届出年月日		年		月		日	
氏 名		*「国民健康保険」は、世帯主（納付義務者）宛に送付するため、世帯員の送付先変更はできません。							
		生年月日(大・昭・平 年 月 日)							
住 所		〒							
☐	介護保険	被保険者番号							
	☐ 全ての通知								
☐	国民健康保険	記号番号	記号	2	2	—		番号	
	☐ 全ての通知 ☐ 資格確認書及び資格情報のお知らせ以外の通知								
☐	後期高齢医療制度	被保険者番号							
	☐ 全ての通知								
	☐ 資格関係通知（資格確認書等）				☐ 支給（給付）関係通知（高額医療費・医療費通知等）				
	☐ 保険料（賦課）関係通知				☐ 健康診査関係通知		☐ 収納関係通知		

●変更後の送付先

住 所	〒
宛 名	

●届出人

氏 名	電話
住 所	〒 ☐ 送付先と同じため、住所の記入省略

●添付資料

☐ 届出人（成年後見人等）の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
☐ 成年後見人等の登記事項証明書の写し（保佐人、補助人は代理行為目録の写し）
☐ 法人が成年後見人等になっている場合は、社員証の写し等

※裏面の注意事項もお読みください。

《注意事項》 送付先変更を届出される方へ

■「国民健康保険」は、世帯主（納付義務者）宛に送付するため、世帯員の送付先変更はできません。

■届出には次の書類が必要です。

①届出人（成年後見人等）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※ 成年後見人等の代理人が届出をされる場合、委任状の提出が必要です。

②登記事項証明書等の写し（保佐人、補助人の場合は代理行為目録の写しも必要です。）

③法人が成年後見人等になっている場合は、社員証の写し等

■送付先は、原則として登記事項証明書等に記載されている住所です。

■成年後見人等の住所変更により送付先を変更する場合は、再度、変更届出（変更）をしてください。

また、送付先を変更する必要がなくなった場合は、変更届出（解除）をしてください。

■変更を届け出た日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。その場合、変更前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。

■葛飾区は予告なくこの届を変更若しくは終了、届以外の住所に通知等を送付することがあります。また、この届によって生じるいかなる損害等について、その責を負いません。

— — — 葛飾区処理欄

[illegible]